

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の経営方針は、顧客価値の創造と顧客満足度の追求を図り、企業価値を高めることを経営理念とし、法令の遵守及び社会規範に則った経営を実践し、ステークホルダーの信頼を得るとともに、事業の持続的発展を図ることを掲げております。

この経営方針に則り、企業利益と社会的責任が調和することにより、株主を含めた全ての利害関係者の利益にかなう経営の実現のためにコーポレート・ガバナンスのより一層の充実を図ります。

経営理念を実現するためのコーポレート・ガバナンスの強化として、社外取締役及び社外監査役の招聘による取締役会の監督機能の強化及び内部統制システムによる業務執行の有効性、違法性のチェック・管理を通して、経営の効率化、組織の健全化に取り組むとともに、経営の透明性を高めるために、株主や投資家に対して決算や経営政策の迅速かつ正確な公表や開示に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－4. 招集通知の英訳方針】

招集通知の英訳につきましては、外国法人等の持ち分が低いため実施しておりませんが、今後の株主構成における海外投資家比率の状況をみながら招集通知の英訳について検討していきます。

【補充原則3－1－2. 情報開示の充実】

開示資料の英訳につきましては、外国法人等の持ち分が低いため実施しておりませんが、今後の株主構成における海外投資家比率の状況をみながら開示資料の英訳について検討していきます。

【補充原則4－1－2. 中期経営計画】

当社は、中期経営計画として3年をサイクルに策定しております。また取締役会において毎年ローリング方式にて計画の精査・見直しを行い、必要な施策等の検討を行っております。中期的な事業展開の方向性につきましては決算短信等で説明し、当事業年度の業績予想を公表しております。ただし、当社の属する情報サービス業界は変化が激しく、また不確定要素が多いため中期経営計画は公表しておりませんが、取締役会は毎月進捗状況の確認、分析を行い、適宜見直しを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

当社は、相手企業との関係・提携強化を図るために有効であり、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与すると判断した場合に保有することとしております。取締役会において毎年、主要な政策保有株式の中長期的な経済合理性等を検討致します。政策保有株式の議決権行使については、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断致します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、「関連当事者の開示に関する会計基準」および「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に基づき当社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす可能性のある関連当事者を調査・特定し、当該関連当事者との取引の有無や当該取引の重要性を確認し、開示対象となる取引がある場合は開示を行っています。

関連当事者の有無および関連当事者と当社との取引の有無、ならびに取引の内容等については、開示に先立ち取締役会に報告し、「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」に定める取引の重要性の判断基準に基づき、レビューを行っています。

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1)会社の経営理念、経営戦略および経営計画

当社の経営理念は以下となります。

1. 顧客価値の創造と顧客満足度の追求を図り、企業価値を高める。

2. 次代を拓くプロフェッショナル集団として、情報技術のリーディングカンパニーとなる。

3. 常に革新的企業文化風土を維持、継続する。

経営戦略および経営計画については、今後ホームページにて開示を検討していきます。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告書の「1. 1基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照下さい。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、取締役会にて決定しております。

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、月額報酬と業績連動型報酬から構成されております。

月額報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき支給しており、業績連動型報酬は会社業績を勘案し支給しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役、監査役候補の指名につきましては、(1)的確かつ迅速な意思決定、(2)適切なリスク管理、(3)業務執行の監視、ができる資質があり、倫理観を十分に備えていると判断される者を選定しております。手続きとしては、上記方針に基づき代表取締役が内容を検討し、監査役候補におきましては、事前に監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議の上、決議しております。

【補充原則4－1－1. 取締役会の役割と責務】

当社では、取締役会の決議をもって決定すべき事項を取締役会規程・職務権限規程にて明確にしております。一方、経営における責任体制を明確化し、権限の委譲による意思決定の迅速化を図ることをめざし、執行役員制度を導入し、取締役会規程に定める事項以外の業務執行上の事項については、決定権限を経営会議に委譲しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では、社外取締役2名、社外監査役2名の計4名を独立役員として選任しております。

独立役員が期待される役割を十分に發揮することができるよう、新任時に当社が属する業界、当社の歴史、事業概況、戦略等の説明を行うほか、取締役会資料の事前提供、独立役員のみを出席対象とするミーティングを四半期に1回開催するなど、情報交換や情報共有に資する取り組みを行っております。また必要に応じ全取締役と全監査役のミーティングを開催しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の選任にあたっては、会社法が定める社外取締役の要件、東京証券取引所が定める独立役員判断基準及び一般社団法人日本取締役協会が定める「取締役会規則における独立役員の選任基準」に基づいて行っております。

【補充原則4-11-1. 取締役の選任に関する方針・手続】

当社では取締役につきましては、事業本部、営業本部、管理本部の各責任者を特定の部門に偏ることなく選任しております。資質につきましては、(1)的確かつ迅速な意思決定、(2)適切なリスク管理、(3)業務執行の監視を担うに相応しい見識を持った人物を選任致します。また社外役員につきましては、独立性の判断基準に基づき選任致します。

【補充原則4-11-2. 他の上場会社の役員の兼務】

当社の取締役および監査役の重要な兼職の状況は株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4-11-3. 取締役会全体の実効性評価】

当社は毎月1回取締役会を開催し、重要案件等をタイムリーに審議・決議しております。また社外取締役、社外監査役の出席率も高く、決議事項の審議、決定事項について報告を要するものや業務執行状況等の報告に関し、適宜忌憚のない意見や助言をいただいております。また、資料は事前に配布のうえ、取締役会では活発な議論を行い、経営課題について十分な検討を行っております。

【補充原則4-14-2. 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は社外取締役および社外監査役を新たに迎える際に、当社が属する業界、当社の歴史、事業概況、戦略等について説明を行います。新任取締役候補者および新任監査役候補者に対しては、外部機関の研修を活用し、法令上の権限および義務等に関する研修を行っています。

業務執行を行う取締役および執行役員に対しても外部機関の研修を活用し、トップマネジメントに求められるリーダーシップや経営スキルの取得を促進しております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は経営管理統括部をIR担当部署とし、関係部署と適切に情報交換を行ったうえで実施します。また投資判断に必要となる情報については、東京証券取引所の適時開示ルールに則り、適時開示を行い、適時開示後速やかに当社ホームページに掲載致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
福島 嘉章	230,000	11.52
有限会社 三豊	204,480	10.24
田村 聰明	195,000	9.77
高際 伊都子	155,000	7.76
田村 嘉浩	110,000	5.51
高梨 和也	105,000	5.26
田村 誠章	90,000	4.51
ランドコンピュータ従業員持株会	71,364	3.57
田村 秀雄	63,630	3.18
藤本 多眞美	39,440	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第二部

決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
秋田 一郎	他の会社の出身者											
神津 信一	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
秋田 一郎	○	——	都議会議員として培われました豊富な経験に基づく高い見識を有しております、これらの見識に基づき、社外取締役として当社の経営全般への助力及び経営に対する監視・監督の役割を適切に果たしていただけるものと考え平成27年6月より当社社外取締役に就任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
			税理士として豊富な経験と、企業会計、税務に関する高度な専門知識を有し、また過去当社の監査役であり監査を通じて当社の業務内容に精通していることから、その豊富な知識や経

神津 信一

○

験を当社の会社運営上の意思決定や業務遂行の判断強化を図るため、平成28年6月より当社社外取締役に就任しております。
また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4名

監査役の人数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、代表取締役直轄の部署として内部監査室を設置し内部監査を実施しております。

監査役は、社外監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)が取締役会への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。

内部監査室と監査役は、相互に計画書や監査書類の閲覧や聴取により緊密に連携を行っております。また会計監査人に対しても定期的に意見交換や会計監査の立会い等を行っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 由樹	他の会社の出身者									△			△	
品川 知久	他の会社の出身者													
平野 雅章	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

佐藤 由樹		—	独立役員の指定届出はしておりませんが、主要取引先での企業経営に関する豊富な経験と、ソフトウェア開発の専門的な経験及び幅広い知識を通じて、当社の監査体制の強化し、また経営意思決定の適正性・妥当性の観点から監査を行うことができると考えているため、社外監査役として選任しております。
品川 知久	○	—	森・濱田松本法律事務所シニア・カウンセル弁護士として企業法務分野で深い見識・知見を有しており、三菱製紙株式会社社外取締役として企業経営の豊富なご経験も有しておられることから、社外監査役として選任しております。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
平野 雅章	○	—	早稲田大学経営専門職大学院教授として経営情報学及び組織デザインにおいて秀でた学識を有しておられることから、社外監査役として選任をお願いするものです。また、当社と利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は平成20年6月27日開催の定時株主総会にて取締役の賞与として業績連動型報酬制度を導入しております。業績連動型報酬の総額は前事業年度の営業利益の5%を上限としております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等につきましては、事業報告において、取締役及び監査役(社外の方を区分)の報酬をそれぞれ総額にて開示しております。なお、企業内容等の開示に関する内閣府令が規定する個別開示基準(報酬等の総額が1億円以上)の該当者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、職務及び会社の業績等を勘案し、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対する情報伝達は、取締役会及び経営会議の事務局である管理本部が定期的に行っております。また社外監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

また管理本部より取締役会及び経営会議の議事内容を事前に連絡しており、適宜必要な資料及び情報提供をサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社の経営方針等の重要な事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会を設置しております。取締役会を「経営の基本的な方針と戦略の決定、並びに業務執行の監督機関」と位置づけ、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たっております。

また、当社は監査役会及び会計監査人制度を採用しております。当該制度の実効性を確保するため、取締役の任期を1年とするとともに、常勤監査役1名、非常勤監査役2名、内部監査室1名及び会計監査人が常に連携しております。

さらに、顧問税理士から必要に応じて助言も得て会計、税務に対応する体制、顧問弁護士から必要に応じて助言指導を受け、法的リスクを回避できる体制を整備しております。

【取締役会】

取締役会は、経営意思決定の効率化・迅速化を図るため、取締役8名により構成しております。

取締役会は毎月開催されております。また、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しており、経営に関する重要な事項の決定や判断を、効率的且つ慎重に行っております。

取締役会には常勤監査役、社外監査役も出席し、法定事項その他経営上の重要な業務執行についての意思決定、監査を行っております。

【監査役会】

監査役会は、当業界に精通した常勤監査役(社外監査役)1名と、社外からの視点を強化するために非常勤監査役(社外監査役)2名で構成しております、原則として毎月1回開催し、緊急に協議すべき課題等が生じた場合は臨時監査役会を招集しております。

常勤監査役と非常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い連携して、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも出席して、取締役からの報告、資料の閲覧等を通じて取締役の業務執行等を監査しております。

更に、監査の実効性を高めるために、会計監査人及び内部監査室との連携により、健全な経営と法令、社会ルールと企業倫理の遵守に努めております。

【経営会議】

経営会議は、取締役会への付議事項及び経営執行に関わる重要な事項を審議・調整・決定する機関として、常勤取締役、執行役員等で構成され、定期開催のほか必要に応じて随時開催しております。

【コンプライアンス委員会】

コンプライアンス委員会は、当社の代表取締役を委員長とし、取締役、監査役、各部門長に相当する者で構成されております。コンプライアンスに関する意識の向上を図り、コンプライアンスを円滑かつ効率的に実施するための施策・計画の策定等を協議・推進する機関として、コンプライアンス委員会を必要に応じ、開催しております。

【執行役員制度】

当社は、変化の速い経営環境に対応して、迅速な経営の意思決定と業務執行の分離による責任の明確化を可能とする経営体制を構築すると共に、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図るために、「執行役員制度」を導入しております。執行役員は、取締役会が決定した基本方針に従って業務執行の任に当たっております。

執行役員は9名で、その任期は、就任後1年以内の3月末迄としております。

【会計監査人】

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士は城戸 和弘、石川 喜裕の2名であり、継続監査年数はいずれも公認会計士法の規定に定める7年以内となっております。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他2名であります。

【内部監査室】

社長直轄の内部監査室を設置するとともに、監査責任者1名(内部監査室長)を任命し、監査役及び会計監査人との連携のもと、全部門を対象に内部監査を計画的に実施しております。

監査結果は社長に報告されるとともに、被監査部門に対する具体的な助言・勧告を行い、改善状況を確認する等、実効性の高い内部監査を実施しております。

【弁護士・税理士】

当社は、重要な法務及び税務に関する課題、並びにコンプライアンスに係る事象については、顧問弁護士及び顧問税理士と協議を行い、必要な対応を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営の意思決定機能と、執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会では、8名中2名を社外取締役とすることで経営の管理機能を強化し、監査役3名全てが社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外取締役2名による経営の監督と社外監査役3名による監査が実施されることにより、外部からの経営への監督、監視が十分に機能する体制が整っていると認識しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の招集通知につきましては、開催日の3週間前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するよう留意しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況 [更新](#)

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページにディスクロージャーポリシーの内容の詳細について掲載する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	決算発表後に開催しましたが、今後は定期的に個人投資家向け説明会への参加を計画中です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回の決算説明会の実施をしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設置し、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部経営管理統括部を中心にIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	顧客価値の創造と顧客満足度の追求を図り、企業価値を高めることを経営理念とし、法令の遵守及び社会規範に則った経営を実践し、ステークホルダーの信頼を得るとともに、事業の持続的発展を図るという経営方針の下でこれに取り組んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社会的責任を自覚し、正確な適時開示を行うことがコーポレート・ガバナンスの強化に繋がり、適時開示の充実による信頼の積み重ねが株主価値を向上させるものと考え、適時開示に係る体制の整備に努めていく予定です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、法令・定款及び当社の経営理念を遵守した行動をとるための企業行動指針に行動規範を定める。

(2)その徹底を図るため、コンプライアンス担当役員を設置し、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス担当役員を中心に役員全体の啓蒙等を行う。

(3)かかる活動の概要は定期的に取締役会及び監査役に報告する。

(4)取締役会には当社と利害関係を有しない社外監査役が出席することを原則とする。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1)「文書管理規程」により、次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)を関連資料とともに保存する。

a.株主総会議事録

b.取締役会議事録

c.監査役会議事録

d.税務署その他官公庁に提出した書類の写し

e.その他の文書管理規程に定める文書

(2)上記文書の保管の場所及び方法は、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧が可能な場所及び方法とし、その詳細を「文書管理規程」に定める。

(3)上記の文書の保管期間は、法令に別段の定めのない限り「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定める。

(2)全社のリスクに関する統括責任者としてリスク管理担当役員を設置する。また、リスク管理担当役員を補佐するためにリスク管理担当部長を任命する。

(3)リスク管理担当役員は、「リスク管理規程」に基づいてあらかじめ具体的なリスクを識別・分析・評価し、その対応方針を定め、また有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(4)リスク管理担当役員は各部署の日常的なリスク管理の状況をモニタリングする。

(5)リスク管理担当役員はリスク管理に関する事項を定期的に取締役会に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により取締役の権限と責任を明確化し、また定例取締役会及び各取締役間の連携緊密化により、経営意思決定を迅速化し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を構築する。

(2)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンスを体系的に規定する「コンプライアンス規程」を定める。

(2)全社のコンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を設置する。また、コンプライアンス担当役員を補佐するためにコンプライアンス担当部長を任命する。

(3)企業指針、行動指針及び行動規範を制定し、企業活動の基本原則を示して使用人が職務を遂行する上で遵守すべき行動規範を明確化する。

(4)コンプライアンス担当役員は、社員のコンプライアンス教育を実施していく。

(5)コンプライアンス担当役員は、社員の日常的な活動状況のモニタリングを実施する。

(6)コンプライアンスに係る内部通報システムを設置し、電話、電子メール等によって自由に通報や相談ができる体制を整備する。

(7)コンプライアンス担当役員は、平素より監査役と連携し、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、重大な問題が生じた場合には遅滞なく取締役会に報告して対策を協議することとする

6 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社がなく企業集団も構成しないので規定しない。

7 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制

監査役は、その職務を補助すべき使用者(以下「補助使用者」という。)を置くことが必要と判断した場合には、管理本部担当役員に対して、管理本部員の中から、補助者として監査業務の補助を行う者を指名するよう求めることとし、この場合において、管理本部担当役員は監査役と協議した上で、これに応じることとする。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用者の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査役の承認を得なければならないものとする。

9 監査役のその職務を補助すべき使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用者は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務に必要な範囲内において取締役及び他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

10 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役に対して法定の事項に加えて、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関する状況を報告する体制を整備する。

11 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制 子会社がないので規定しない。

12 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行ったことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置その他一切の不利益な取扱いを行わない。

13 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行につき会社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求が職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

14 その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、代表取締役会長、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施する。

15 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

16 反社会的勢力排除に向けた基本方針

反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としてこれを行動規範に定める。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としてこれを行動規範に定める。また、必要に応じ警察機関等外部の専門機関とも迅速な連携をとることとする。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

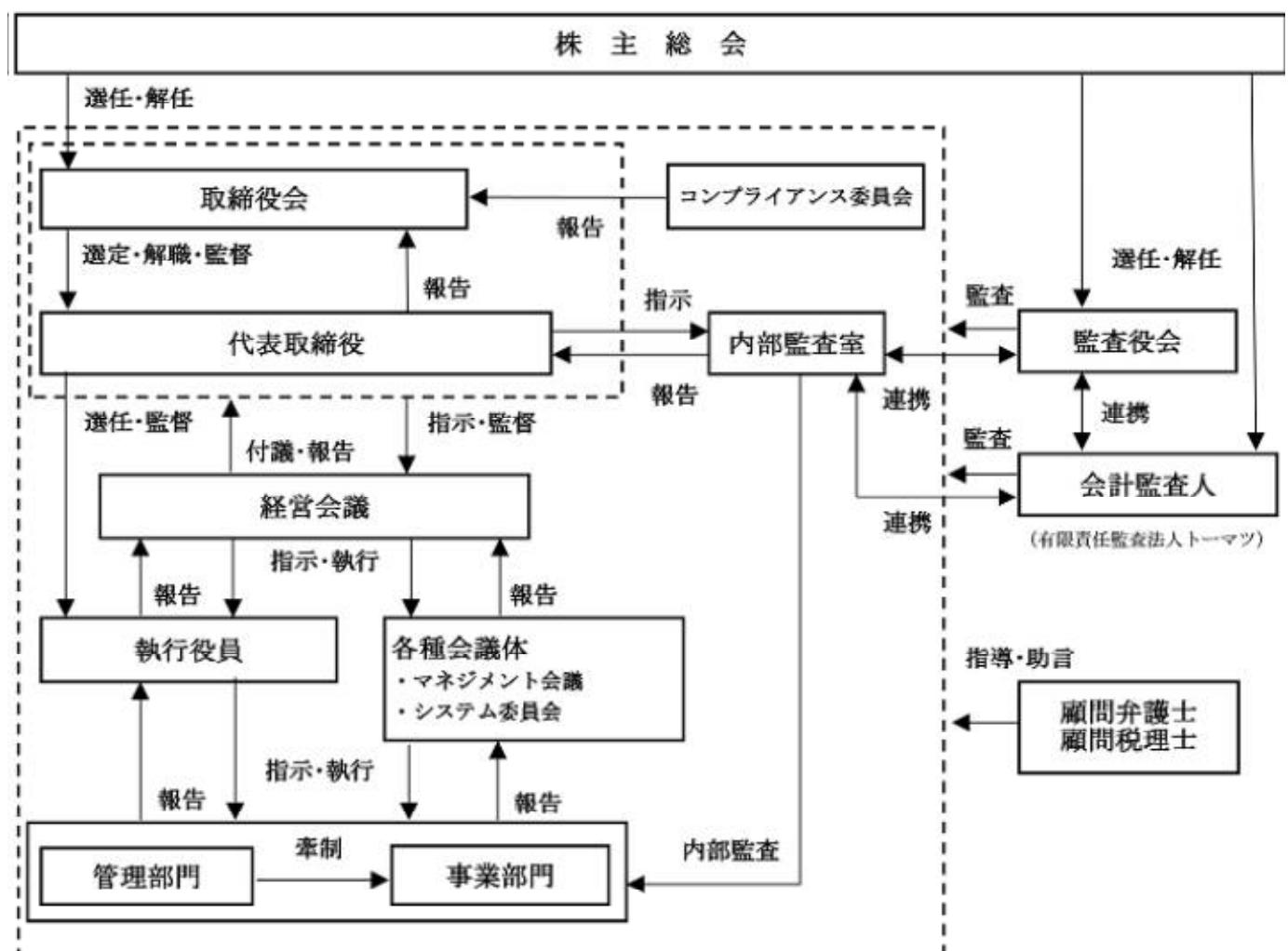
【適時開示体制の概要】

企業の社会的責任を重視し、事業の透明性の確保、健全性の確保、アカウンタビリティ(説明責任)の明確化に向けて適時開示を実践していく予定です。

【適時開示に係る基本方針】

関係法案及び東京証券取引所の有価証券上場規程に則り、投資者への公平、均等、正確かつ迅速な会社情報の提供に努めていく予定です。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要(模式図)】

